

海上自衛隊訓令第 28 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 32 条の規定に基づき、電磁情報隊の編制に関する訓令を次のように定める。

令和 2 年 9 月 30 日

防衛大臣 岸 信 夫

電磁情報隊の編制に関する訓令

（任務）

第 1 条 電磁情報隊は、海上自衛隊の部隊の運用及び訓練に資するため、次に掲げる業務を行うことを任務とする。

- (1) 電磁波の使用（通信のための電磁波の使用を除く。以下同じ。）に係る情報資料（以下「電子情報資料」という。）、電磁波の使用に係る訓練資料（以下「電子訓練資料」という。）及び電磁波の伝搬に係る環境資料（以下「電子環境資料」という。）の処理及び伝送（以下「電子情報資料の処理等」という。）に關すること。
- (2) 海上自衛隊の部隊が行う電磁波の使用に対する運用支援に關すること。
- (3) 海上自衛隊の部隊が行う電磁波の使用に關する戦術（以下「戦術」という。）の開発及び改善に關すること。
- (4) 電子情報資料の処理等及び戦術に關する技術指導及び教育訓練に關すること。
- (5) 電磁波に關する技術及び戦術の調査及び研究に關すること。

（司令及び副長）

第 2 条 電磁情報隊の長は、電磁情報隊司令（以下「司令」という。）とする。

- 2 司令は、1 等海佐をもって充てる。
- 3 司令は、艦隊情報群司令の指揮監督を受け、電磁情報隊の隊務を統括する。
- 4 電磁情報隊に、副長 1 人を置く。
- 5 副長は、司令を助け、事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。

（編制）

第 3 条 電磁情報隊に、次の 2 科及び運用部を置く。

総務科

電計科

（総務科）

第 4 条 総務科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管、文書及び統計に関すること。
- (2) 人事及び福利厚生に関すること。
- (3) 秘密の保全に関すること。
- (4) 会計及び物品の取扱いに関すること。
- (5) 電子情報資料、電子訓練資料及び電子環境資料の処理に関する電子計算機の利用技術（以下「利用技術」という。）の開発及び改善の企画及び立案に関すること。
- (6) 電子情報資料、電子訓練資料及び電子環境資料の配布に関すること。
- (7) 隊務の連絡調整に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、電磁情報隊の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（電計科）

第5条 電計科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 利用技術の開発及び改善の実施に関すること。
- (2) 電子計算機等の操作、運用及び維持管理に関すること。
- (3) 電子情報資料、電子訓練資料及び電子環境資料の処理に必要な器材の維持管理に関すること。

（運用部）

第6条 運用部に、次の3科を置く。

電磁情報第1科

電磁情報第2科

研究指導科

（電磁情報第1科）

第7条 電磁情報第1科においては、電子情報資料の処理及び伝送に関する事務をつかさどる。

（電磁情報第2科）

第8条 電磁情報第2科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 電子環境資料の処理及び伝送に関すること。
- (2) 海上自衛隊の部隊が行う電磁波の使用に対する運用支援に関すること。

（研究指導科）

第9条 研究指導科においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 電子訓練資料の処理及び伝送に関すること。
- (2) 戦術の開発及び改善に関すること。
- (3) 電子情報資料の処理等及び戦術に関する技術指導及び教育訓練に関すること。
- (4) 電磁波に関する技術及び戦術の調査及び研究に関すること。

(科長及び部長)

第 10 条 科に科長を、部に部長を置く。

2 科長又は部長は、司令（運用部の科長にあつては、運用部長）の命を受け、科務又は部務を掌理する。

(委任規定)

第 11 条 この訓令に定めるもののほか、電磁情報隊の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則

1 この訓令は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

2 電子情報支援隊の編制に関する訓令（平成 9 年海上自衛隊訓令第 3 号）は、廃止する。